十二　スペクトラムアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、表示平均ノイズレベルがマイナス一六〇ディービーエム毎ヘルツ未満のもの

ハ　一一〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ニ　次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　実時間帯域幅が五二〇メガヘルツを超えるもの

（二）　次のいずれかに該当するもの

1　八マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

2　周波数マスクトリガー機能を有するものであって、八マイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で捉えるもの

十三　信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を通倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）

イ　（略）

ロ　四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの

ハ　次のいずれかに該当するもの

（一）～（五）　（略）

（六）　七五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

ニ　搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次のいずれかに該当するもの

（一）　三・二ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\begin{Bmatrix}\text{メガヘルツ}\\\text{で表した動}\\\text{作周波数}\end{Bmatrix}-20\log_{10}\begin{Bmatrix}\text{ヘルツで表}\\\text{した動作周}\\\text{波数とオフ}\\\text{セット周波}\\\text{数の隔たり}\end{Bmatrix}-126$$

（二）　三・二ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\begin{Bmatrix}\text{メガヘルツ}\\\text{で表した動}\\\text{作周波数}\end{Bmatrix}-206$$

十二　スペクトラムアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、表示平均ノイズレベルがマイナス一五〇ディービーエム毎ヘルツ未満のもの

ハ　九〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ニ　次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　実時間帯域幅が一七〇メガヘルツを超えるもの

（二）　次のいずれかに該当するもの

1　一五マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

2　周波数マスクトリガー機能を有するものであって、一五マイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で捉えるもの

十三　信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を通倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）

イ　（略）

ロ　四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの

ハ　次のいずれかに該当するもの

（一）～（五）　（略）

（六）　七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

ニ　搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次のいずれかに該当するもの

（一）　三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\begin{Bmatrix}\text{メガヘルツ}\\\text{で表した動}\\\text{作周波数}\end{Bmatrix}-20\log_{10}\begin{Bmatrix}\text{ヘルツで表}\\\text{した動作周}\\\text{波数とオフ}\\\text{セット周波}\\\text{数の隔たり}\end{Bmatrix}-126$$

（二）　三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\begin{Bmatrix}\text{メガヘルツ}\\\text{で表した動}\\\text{作周波数}\end{Bmatrix}-206$$